

泉大津市規則第15号

## いずみおおつ健康食育計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉大津市附属機関設置条例（令和2年泉大津市条例第号）第3条の規定に基づき、いずみおおつ健康食育計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いずみおおつ健康食育計画（以下「計画」という。）の原案の策定及び検討に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の把握及び評価に関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 健康増進及び食育に関わる学識を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 健康増進及び食育に関わる関係団体から推薦された者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代

理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料等の提出を求めることができる。

5 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

6 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が非公開とすることが適当と認めるときは、委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。